

〈論 説〉

標準労働日の概念と標準強度

森 田 成 也

(駒澤大学非常勤講師)

前稿⁽¹⁾においてわれわれは、絶対的剰余価値の理解において標準労働日が決定的な役割を果たすことを明らかにした。しかしながら、標準労働日そのものについては、紙幅の都合上、きわめて簡略にしか書くことができなかった。また、同論文の第4節では、標準労働日の成立とともに標準強度が成立することを説いたが、この標準強度についてもその基本的概念を明らかにしただけで、それ以上の具体的な論究はなされなかった。しかし、この2つの概念は、マルクス剰余価値論の再構成にとってキーワードとでも言うべき内容を含んでいるので、稿を改めて、この2つの概念について詳細に論じておく必要がある。また、標準労働日と標準強度の概念が明らかになったならば、労働日と労働強度との相関関係についても論じることができるだろう。両者は、労働者による労働支出量を構成する2つの要素であるから、労働者が1日あたりに支出しうる労働量に一定の限度があることを考えれば、両者が相互に制約しあう関係にあることはただちにわかる。この問題はいわゆる「交差点」規定と直接に結びついている。

したがって、本稿の課題は、まず第1に、標準労働日の概念について詳しく展開し、その内実を明らかにすること。第2に、それにもとづいて改めて標準強度論について展開すること、第3に、労働日と労働強度との相関関係

について、より具体的には、いわゆる「交差点」規定について論じることである。なお、マルクスの標準労働日論そのものについての具体的な検討は、別稿で行なう予定である。

第1節 標準労働日の概念

『資本論』において最初に理論的・歴史的に前提された労働力価値というのは、より厳密には「1日分の労働力価値」である。だが「1日分」とは具体的にいったいどれぐらいの長さの労働日を想定しているのか？ 標準労働日が確立される以前はこれは不確定の可変量である。資本家はマルクスが言うようにこの点については「独特の見解」をもっており、その労働日をできるだけ長く設定しようとするだろう。他方、労働者としては、その労働日は短ければ短いほどよい。

(1) 労働日の最小限と最大限

労働日の最小限

しかしながら、この労働日の設定に当たってはおのずから最大限と最小限が存在する。まず最小限について見てみよう。一般に、この労働日の最小限によって画される労働日を「最小労働日」と呼ぶことができるとすれば、「労働日の最小限」の具体的な規定しだいで、さまざまな水準の最小労働日が存在することになるだろう。まず超歴史的には、この最小労働日は、社会の現在のままの存続を可能とする労働日という意味で、必要労働時間と一致するだろう。なぜなら少なくとも人類は必要労働時間分は働かなければ、その生活水準が年々下がっていくことになるからである。したがって、あらゆる労働日はこの必要労働時間を下限とするだろう。この必要労働時間はもちろん歴史的に可変であり、国や地域によって大きく異なるだろうし、また非常に弾力的で幅のあるものである。とはいえ、ここでは一定の歴史段階と一定の国ないし地域を前提として、一定の大きさと考えることは許される。このよ

うな超歴史的な意味での最小労働日を「**一般的最小労働日**」と呼ぼう。したがって、労働日一般に関して、次のような不等式が成り立つ。「**一般的最小労働日** ≤ 労働日一般」。

しかし、『資本論』でマルクスが言うように、資本主義を前提とするかぎり、労働日は決してこのような「**一般的最小労働日**」にまでは小さくならないのであって、必ず一定の剰余労働時間を保障する最小限にしかならない。これを「**資本主義的最小労働日**」と呼ぶとすれば、資本主義のもとでの労働日は（もっと言えば、生産者からの剰余労働の搾取にもとづいているすべての階級社会における労働日は）、常にこの「**資本主義的最小労働日**」以上であろう。したがって、「**資本主義的最小労働日** ≤ **資本主義的労働日**」という不等式が成り立つ。

われわれがこれから概念規定しようとする標準労働日も資本主義的労働日の一種なので、この標準労働日に関しても、「**資本主義的最小労働日** ≤ **標準労働日**」という不等式が成り立つだろう。これでまずは、標準労働日の下限を規定することができた。

労働日の最大限

次に「労働日の最大限」の方だが、どんな条件であってもそれは決して1日24時間という物理的限界を越えることはできない。だが、現実の労働過程を考えるならば、この最大限はもっとはるかに狭いだろう。この「労働日の最大限」によって画される労働日を一般に「**最大労働日**」と呼ぶとすれば、この最大限をどのように具体的に規定するかで、やはり、さまざまな水準の最大労働日が存在するだろう。

まず、この最大限はマルクスが『資本論』で言うように、肉体的最大限と社会的・精神的最大限によって二重に規定される。まず、1日だけの労働日を考えても、平均的労働者が1日に支出しうる労働量には限度があるだろう。マルクスも「人間は、24時間の一自然日のあいだにはただ一定量の生命力を支出することしかできない」（現行版『資本論』第1巻、大月書店、302

頁、MEW.Bd.23a, S.246〔以下、K I、302 頁、S.246、というように略記〕と述べている通りである。この規定は、労働強度が積極的に考察に入る場合には、いわゆる「交差点」規定と結びつくが、ここではまだ労働強度の問題は出されていないので、ここでの労働支出量はただ労働日の延長によって増えるものと想定されていると見てよいだろう。

だが、どんな社会にあっても労働はある程度毎日反復継続的に遂行されることが前提になっていることを考えれば、別のより重要な制限が生じる。労働者の労働力が正常な質をもったものとして日々維持・再生産されるためには、毎日、肉体的および精神的・社会的な諸欲望を満たすのに必要な最低限の生活時間を、労働時間とは別個に必要とする。時間には 1 日 24 時間という絶対的な物理的制限が存在するのであり、そこには労働支出量に還元できない独自の次元が存在する。その絶対的な制限の中で、諸々の諸活動に時間が配分されなくてはならない。この生活時間は歴史的に可変であり、文化的に多様だとしても、一定の歴史的時期、特定の国と地域においては、この範囲は一定の弾力性を持ちつつもある程度客観的なものとして存在する。こうして、労働力の正常な質を維持し再生産するのに肉体的および精神的・社会的に最低限必要な生活時間を、「最低必要生活時間」^②と呼ぶとすれば、自然日からこの最低必要生活時間を差し引いた労働日は、いかなる社会においても労働日の最大限となる。これを「一般的最大労働日」と呼ぼう。したがって、どんな労働日もこの一般的最大労働日以下に位置する。それを不等式で表わすと次のようになるだろう。「労働日一般 ≤ 一般的最大労働日」。

しかしながら、われわれがここで考察しているのは一般的な生産様式ではなく、資本主義的生産様式であり、この本質的な規定性は、労働日の最小限の場合と同じく労働日の最大限に関しても重大な変更をもたらす。それは一面では、最大労働日に対するさらなる制約要因として働き、他面では、逆に最大労働日の制限を広げる方向に働く。

まず、一般的最大労働日に対してさらなる制約要因として働く事情について述べよう。まず第 1 に、資本主義的生産様式の最大の特徴の一つは、生産

の最大限の連続性を追求することであり、資本家が投じた資本をできるだけ早急に回収して、できるだけ多くの利潤を獲得することである。社会によって休止を強制されないかぎり、資本は、1年365日、活動を継続し、すべての時間という時間から、すべての日という日から剰余価値を抽出しようとする。もちろん、このようなことは同じ労働者を使い続けて達成できるものではない。そこで労働者の適時の交代を必要とし、したがってその面からも、資本主義的生産は一定数の労働者の同時的雇用を不可欠の前提とする。だが、その点はともかく、このような「生産の最大限の連続性」の要請は、一労働日内部での労働時間の最大限の連続性のみならず、諸労働日の最大限の連続性をも必要不可欠とする。この2つの連続性の要請は相互に対立しあうが、それでもどちらも資本にとって必要不可欠の条件なのである。したがって、資本主義のもとでの最大労働日について考える場合、その労働時間が長期にわたって毎日反復継続されることが前提される（もちろん週に1日の休みなどの不可欠の休日を平均的に含むと仮定してもよい）。どんな生産様式でも、ある程度、労働の日々の反復継続は必要だろうが、マルクスが『資本論』で述べているように、「18世紀の大部分を通じて、大工業の時代に至るまでは……労働者たちが4日分の賃金でまる1週間暮らすことができた」（K I、359頁、S.290）のであり、資本による支配が本当に貫徹されてはじめて、諸労働日の最大限の連続性が追求され、また多かれ少なかれ達成されるのである。

だが、資本主義的生産様式を前提すれば、「労働日の最大限」に関してはもう一つの制約要因が生まれる。それは労働強度である。資本主義的生産様式のもとで存在する労働強度はそれ自体すでになりに高い水準に達しているだろう。これを「資本主義的最小強度」と呼ぶとすれば、資本主義的生産様式のもとでの各生産部門における労働強度のそれぞれの平均値は、この資本主義的最小強度以上であろう。上で述べた最低必要生活時間は、労働時間中に支出される労働量とも相関関係にある。労働支出量が多ければ多いほど、それだけ労働時間終了後の休息時間は長くなければならない。したがって、

労働日と労働強度との積が大きければ大きいほど、それだけ多くの生活時間を必要とする。だがこの強度の問題については、ここで本格的に論じることはできないので、後で述べよう。ここでは、この労働強度を一定と前提し、その平均値が資本主義的最小強度の水準に一致しているものと仮定しておく。

以上、資本主義のもとでの2つの制約要因によって、資本主義のもとでの「労働日の最大限」は一般的な意味での最大限よりも制約されるだろう。しかし、これは物事の一面にすぎない。他方では、「われ亡き後に洪水は来たれ」をモットーとする資本の本性からして、資本はこのような水準さえしばしば踏み越えて、労働日の延長を実現しようとし、そうした労働時間をも可能とするよう労働者を「慣れ」させ、「訓練」し、「馴化」する。資本主義においては、客観的に存在する最低必要生活時間が労働日を制限しているというよりも、逆に、1日で最大限の労働を流動化させようとする資本の衝動こそが最低必要生活時間を制限し、その長さを決定するのである。マルクスも『資本論』で次のように述べている。

資本は、剰余労働を求めるその無制限な盲目的衝動、その人狼的渴望をもって、労働日の精神的最大限のみならず、純粹に肉体的な最大限（Maximalschranken）をも踏み越える。……ここでは、労働力の正常な維持が労働日の制限（Schranke）を決定するのではなく、逆に、労働力の日々の可能なかぎり最大の支出が、たとえそれがどんなに不健康で無理で苦痛であろうとも、労働者の休息時間の制限（Schranke）を決定する。（K I、346～347頁、SS.280-281）

このような「訓練」と「馴化」の過程は、同時に、その水準を越えて労働力を食いつぶし、破壊する過程でもある。なぜなら、労働者がどの程度までの労働時間なら、それに慣れて遂行可能な存在に訓練しうるかを科学的・客観的に特定することなどできないし、いずれにせよ個別資本はそのような測定を可能とする客観的な手段など持ち合わせてはいないからだ。労働力の大

量食いつぶしと大量死、労働者による死に物狂いの反抗と闘争という、血まみれの恐るべき無政府的過程を通じて、そのような「限界線」がしだいに形成され、「測定」されていくのである。この面からすれば、資本主義のもとでは、むしろ最大労働日の制約はより拡張される傾向にあると言える。

先に述べた資本主義に特有の2つの制約要因と、できるだけ労働日を延長しようとする資本の衝動との複雑な絡み合いと相互作用のもとで過程的・流動的な形で成立する最大労働日を「資本主義的最大労働日」と呼ぶとすれば、資本主義的労働日はこの資本主義的最大労働日以下に位置するだろう。すなわち「資本主義的労働日 \leq 資本主義的最大労働日」という不等式が成り立つ。標準労働日もまた資本主義的労働日の一種なので、標準労働日の場合も「標準労働日 \leq 資本主義的最大労働日」という不等式が成り立つだろう。

しかし、標準労働日の上限規定としてはこれはまだ不十分である。この資本主義的最大労働日はきわめて弾力的であり、それ自身、一定の幅を持って存在している。したがって、その幅の上限に近い部分と、下限に近い部分とでは、労働者にとってまったく意味が異なってくるだろう。上限に近い部分では、たしかに一定期間にわたって毎日反復継続して遂行することができるかもしれないが、それによってしだいに身体が蝕まれ、10年後ないし20年後には平均的労働者の正常な寿命が短縮する事態になるかもしれない。たとえば、1日16時間という労働日は、何とか毎日反復継続して遂行可能かもしれないが、それをずっと長期間にわたって遂行し続けた場合、本来なら30年間持つ労働力が20年間で使い物にならなくなるかもしれない。資本家にとっては1人の労働者を20年間も搾取できれば十分であるが、使いつぶされるその当の労働者からすれば、それは自己の生死に関わる一大事である。資本家にとっては、大量の労働者プールさえ確保できているならば、労働者の平均生涯労働年数が多少短くなっても、それを次の新しい世代に置き換えればすむことである。

したがって、資本は、長時間労働によるこのような長期的な破壊的効果をまったく省みないのであり、それを省みさせることができるのは、労働者の

闘争と社会的な強制だけである。それゆえ、労働者は、ある一定の長さの労働時間を長期間にわたって毎日反復継続しても、自己の労働力の正常な消費期間を人為的に短縮されない範囲に労働日を制限しなければならない。そうでなければ、その労働日は正常な（ノーマルな）労働日とは言えない。このように、長期にわたって毎日反復継続しても平均的な労働力の正常な生涯消費期間を人為的に短縮しない限界点によって画される労働日を「標準最大労働日」と呼ぼう。これは、資本主義的最大労働日の一部であるが、より下限に近いところに存在する最大労働日である。逆に、同じ資本主義的最大労働日の範囲内であっても、その上限に近い部分の労働日は、標準最大労働日との対比で、非標準的な最大労働日とみなすことができるだろう。

さて、もし個々の具体的な労働日がこの標準最大労働日を突破すれば、それは正常な使用範囲を越えた労働力の濫費であり、商品交換法則を侵害することになる。なぜなら1日分の労働力価値の大きさは、労働力の正常な生涯耐用期間にもとづいて計算されるからである。したがって、法外な長時間労働によってこの正常な耐用期間が人為的に短縮される場合には、商品交換法則に反するのである。『資本論』のこの論理段階では価値と価格の一致、商品交換の正常な進行を前提とするので、そうした事態は否定されなければならない。したがって、すべての正常な労働日は、したがってまた標準労働日は、この標準最大労働日以下の水準にあるだろう。これを不等式で表現すれば次のようになる——「標準労働日 \leq 標準最大労働日」。

だが、肉体的な最大限については、それを上回ると、長期的には労働力の正常な生涯消費期間を侵害するとは言えても、社会的・文化的最大限については、それを上回ったからといってただちに労働力の正常な生涯消費期間を侵食すると言えるだろうか？ たしかに、社会的・精神的最大限の方が融通が利くし、調整の幅は大きい。しかし、まず第1に、人間は文化的存在であり、社会的・精神的欲望を満たすのに必要な最低限の生活時間というものがある。侵食されると、人はしばしば睡眠時間や食事時間を削ってでもそうした欲望を満たそうとする。したがって、結局、このような最低限の精神的・社会的

生活時間が侵食されると、労働者の労働力の正常な生涯消費期間が侵害されるのである。第2に、精神的・社会的に必要な最低限の欲望の充足が長期にわたって阻害され続けるなら、それは精神的に大きなストレスとなり、それはやがて「うつ病」などを発症させ、こうしてやはり労働力の正常な生涯消費期間を短縮するだろう。しかし、ここからただちにわかることは、この最低限必要な精神的・社会的な生活時間をそれほど融通無碍の長さで考えることはできないということである。それは肉体的な生活時間よりは弾力性があるだろうが、それをいくらでも広げて考えることはできない。

以上見たように、標準労働日には資本主義的最小労働日という最小限と、標準最大労働日という最大限が存在し、したがって「資本主義的最小労働日 ≤ 標準労働日 ≤ 標準最大労働日」という不等式が成り立つだろう。標準労働日とは何よりも、標準最大労働日を越えていないという意味で、「正常な（ノーマル）」労働日なのである。

（2）標準労働日と階級闘争

標準労働日の第2の要素

だが、以上の規定だけではまだ不十分である。標準労働日がこのような資本主義的最小労働日と標準最大労働日とのあいだに位置するとしても、その中のどの地点、どの境界で「1日分の労働力価値」に見合うものとして社会的に承認される「1日分の労働時間」の水準（ここで問題になるのは常に社会的水準であって、個々の任意の労働日ではない）が決定されるのだろうか？ それが7時間なのか、8時間なのか、9時間なのか、10時間なのかは、あらかじめ理論的に特定することは不可能であるし、また商品交換の法則から演繹できるものでもない。それは、どれぐらいの労働時間が（したがってどれぐらいの長さの生活時間が）社会的に「標準的（ノーマル）」なものとして承認されるのかという問題でもある。もちろん、その決定の背景にはさまざまな客観的契機が存在するだろうが（労働強度の大きさ、労働者階級の文化的発展度、等々）、それが具体的に何時間であるのかを厳密に決定

するような「純経済的」メカニズムは存在しない。それゆえ、こうした「1日分の労働力価値」に見合う「1日分の労働時間」の社会的水準を究極的に決定するのは、資本家階級と労働者階級との間の経済的・政治的闘争とその結果であり、またその圧力を受けた国家による規定なのである。

この社会的承認過程においては、とりわけ、労働者の階級としての自覚と団結が決定的に重要である。それは単に、資本の「人狼的衝動」を押しとどめるには労働者の階級としての行動が必要であるというだけでなく、そもそもいかなる水準の労働日を「標準」とみなすかをめぐっても、階級的観点が決定的に重要になる。労働日の最大限というのは、それが標準的であれ非標準的であれ、基本的には平均的労働者が基準になっている。だが、平均的労働者とはそもそもどういう存在か？ それは、ある一定の歴史段階、ある一定の国と地域にたまたま存在する総労働者の抽象的平均のことか？ いやそうではない。この「平均」概念そのものがすぐれて政治的なものである。資本の側は、長時間の労働を遂行する上で最も身体的および社会的な諸制約の少ない労働者だけを「自己の」労働者とし、その労働者の平均を全体の「標準」にしようとするだろう。長時間労働に耐えられないような体力の乏しい労働者、高齢者、障害者などは最初から排除ないし周辺化の対象であろう。また、妊娠・出産などを担う可能性のある女性労働者もまた、制約のある労働者とみなされるだろう^③。また、家事労働が男女に不平等に配分されている場合には、なおさらそうだろう。

それに対して、労働者の側は、そうした資本主義的に「淘汰された」労働者群における「平均」を自己の「標準」とするわけにはいかない。労働者の階級としての自覚が高ければ高いほど、資本によって取捨選択された精鋭労働者の平均ではなく、また、総労働者の平均でさえなく、賃金を必要とするすべての労働者が担いような水準に労働日を制限すること、そしてそれこそを「標準」とすることが必要であると認識されるようになるだろう。逆に、労働者の階級的自覚が低ければ低いほど、最も身体的・社会的制約の少ない労働者（強健で一定年齢以下の男性労働者）の担いような労働日の水準が

「標準」として労働者側に「承認」されてしまうだろう。もちろん、労働者の階級的意識の水準しだいで標準労働日の水準が決まるわけではないので、この側面はただ標準労働日決定の一要素にすぎない。だが、いずれにせよ、どれだけの長さの労働日が「標準」として社会的に承認されるかは、すぐれて政治的・階級的な問題なのである。

この標準労働日は、言うまでもなく、個々の具体的な「一定の大きさの労働日」と混同してはならない。個々の具体的な労働日の大きさは、労働市場の状況や景気変動、その時々階級的力関係、過剰人口の規模、等々によって日々変化しうるからであり、それは標準労働日より長くなったり、短くなったりするだろう。

以上のことから、標準労働日の概念規定は次のようになるだろう。標準労働日とは、①資本主義的最小労働日と標準最大労働日の範囲内にあり（量的規定）、したがってその意味で「正常な（ノーマル）」労働日であり、かつ②「1日分の労働力価値」に見合う「1日分の労働時間」として社会的に（そして結局は法的に）承認された労働日であり（質的規定）、すなわちその意味で社会的に「標準的（ノーマル）」なものと承認された労働日である。標準労働日はこの2つの要素によって十全に概念規定される。

標準労働日と階級闘争

標準労働日がこのような2つの要素によって規定されるということは、標準労働日をめぐる労働者の階級闘争も二重であるということになるだろう。一方では、ある程度客観的に規定しうる一定の最大労働日（標準的なものも非標準的なものも）を資本家に守らせるための闘争であり、それと同時に、標準最大労働日以下で「1日分の労働力価値」に見合うものとして社会的に承認される労働日の長さを、すなわち標準労働日を決定していく過程でもある。

まず、資本家による猛烈な労働日延長がなされる以前の初期段階では、それぞれの生産部門においてある程度慣習にもとづく「事実上の標準労働日」が存在していた。だが、その後、資本家による猛烈な労働日延長が行なわれ、

とりわけ機械制大工業の導入によって異常な労働日延長が行なわれるようになると、そこから本格的に労働日を制限するための闘争が必要になる。しかし、労働者階級の発達がまだ低い段階では、労働日の制限のための闘争は事実上、資本主義的最大労働日をぎりぎり資本家に守らせるための闘争でしかないだろうし、制定される個々の工場法もそうした最大限度を（とりわけ子供と女性に関して）規定する法律でしかない。しかし、労働者階級の意識と組織的力量が発達するにつれて、あるいは社会全体の意識が発展するにつれて、労働日の制限のための闘争は、資本主義的最大労働日の上限よりもずっと短い標準最大労働日へと労働日を短縮させる方向に向かうだろう。そして、この標準最大労働日の範囲内で標準労働日が実現されるだろう。マルクスの時代においては、この段階までしか事態は進んでいなかった。しかし、さらに時代が先に進めば、この標準最大労働日をも越えて、それよりも短い水準に標準労働日を確立することへと進むだろう。8時間労働日、7時間労働日などがそれにあたる。

この標準労働日は形式的には国家の法律で強制された標準労働日、すなわち「法定標準労働日」と区別することができるが、それは法律によって規定されないかぎり、本来の標準労働日にはなりえない。特定の個別資本や個別の産業部門においてのみ労働者の力が特別に強い場合には、たしかにその資本や部門では個別的な、あるいは特殊な標準労働日が獲得されるだろう。だが、資本間および産業部門間の競争はそうした標準労働日を絶えず掘りくずすだろう。したがって、国家の力で全資本および全産業資本に同一の標準労働日を押しつけないかぎり、結局、標準労働日は長期的には維持されえない。したがって、標準労働日は法定標準労働日としてのみ、その概念にふさわしい存在になるのである。

第2節 標準労働日と標準強度

（1）標準強度の概念

標準労働日の成立は、前稿で述べたように、一定の標準的な労働強度（ここで労働強度とは基本的に労働密度をも含むものとして用いる）をも成立させる。「労働強化による剰余価値生産」の基本的性格の問題についてはすでに以前の論文⁽⁴⁾で詳しく論じたが、その理論的・歴史的的前提となるのが、標準労働日の成立とともに成立するこの一定の標準的な労働強度なのである。

標準労働日成立以前の労働強度

すでに述べたように、強制関係とそれによる剰余価値抽出を本質とする資本主義的生産様式のもとでの労働であるかぎり、けっして牧歌的なものではありえない一定水準以上の労働強度が前提されていることは最初から明らかである。この点についてはすでに前稿でマルクスから引用しつつ明らかにした。改めてマルクスの言説を引用すると次のようになる。

労働の強度——一定の時間に遂行される実際の労働量は、ある一定の平均的水準にあること、それも非資本主義的生産や単なる形だけの資本主義的生産よりも相対的に高い水準にあることが（事柄の性格上、生産部門によっていろいろ異なるとしても）、総じてここでは一般的な前提である。（『資本論草稿集』第9巻、大月書店、30～31頁〔以下、大月書店版の『資本論草稿集』はすべて、草稿集9、というように略記〕）

わが資本家が労働市場で買ったのは正常な品質の労働力である。この労働力は、通常の（gewöhnlich）平均的な緊張度で、社会的に普通の（üblich）強度で支出されなければならない。このことには、資本家は、労働しないで時間を浪費することのないように気をつけるのと同じ細心さで注意する。（K I、257頁、S.210）

生産過程の中では、資本は労働に対する、すなわち活動しつつある労働力ま

たは労働者そのものに対する指揮権にまで発展した。人格化された資本である資本家は、労働者が自分の仕事を秩序正しくしかるべき (gehörig) 強度で行なうように気をつける。(K I、407頁、S.328)

以上のような「相対的に高い水準にある」強度、「通常の」「普通の」強度、「しかるべき」強度が、先にわれわれが規定した「資本主義的最小強度」である。資本主義のもとにおける労働日が「資本主義的最小労働日」以上であるように、資本主義のもとにおける労働強度はつねに「資本主義的最小強度」以上であり、資本家はできるだけ労働強度をこの最小限以上のものにしようとするだろう。マルクスも、『直接的生産過程の諸結果』で、次のように述べている。

労働者の労働時間がその継続時間に比例して価値を生み出すためには、それは社会的に必要な労働時間でなければならない。……それだから、資本家は、労働者の労働が少なくとも正常な社会的な平均度の強度を持っていることを労働者に強要するのである。資本家は、この強度をできるだけこの最低限よりも高くしようとするのであろうし、与えられた時間のうちにできるだけたくさんの労働を労働者から引き出そうとするのであろう。(『直接的生産過程の諸結果』、国民文庫、28頁)

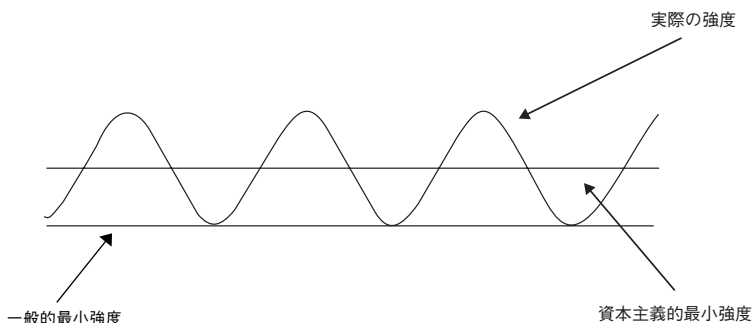
言うまでもなく、この「資本主義的最小強度」は、労働日の場合と同じく、一般的な意味での最小強度より上の水準にある。この「一般的最小強度」とは、それ以上強度を低くすると正常な質の労働にはならないような強度である。どんな具体的有用労働においても、そうした最低限の強度というものがある程度客観的に存在するだろう。たとえば、物を持ち上げて運ぶ作業を考えればわかるが、その荷物を持ち上げるには至らないような労働強度はそもそもいかなる労働成果にも結実しないのであり、正常な労働のうちには数えられないだろう。あるいは、生鮮品を扱っている場合、一定のスピード以上で処理しないかぎり、その商品の質が時間とともに休息に変質し、商品として役立たないものになるだろう。したがって、「資本主義的最小強度」はつ

ねにこの「一般的最小強度」より高いであろう。

だが、労働日にその最小限のみならず最大限もあったように、労働強度にも最低限だけでなく最大限も存在する。だが、この問題は、労働日と労働強度との相関関係にかかわるので、いわゆる「交差点」規定を考察する本稿の第3節で改めて論じよう。標準労働日の考察の際には、労働日の最小限よりも最大限の方が重要であったが、標準的な強度の場合はむしろ労働強度の最小限との関係が重要なのである。

さて、このように、資本主義のもとにおける労働強度は、資本主義的最小強度以上にある。だが、標準労働日が成立するまでは、この資本主義的最小強度が個々の具体的な労働時間中つねに維持されるとはかぎらない。平均すれば資本主義的最小強度を維持しているだろうし、あるいはそれ以上かもしれないが、労働時間中につねに資本主義的最小強度以上に位置しているとはかぎらない。生産が個々人の熟練と技能に依存しているような労働様式の場合はとくにそうである。したがって、個々の具体的な労働強度はきわめて不均等なものとして存在するだろう。労働日の上限がきわめて弾力的であるかぎり、強度に対する資本家の関心はそれほどでもなく、一定のテンポを絶えず維持することにそれほど厳しい注意は向けられない。強度の時間的不均等性や不足分は労働日の延長によっていつでも償えるからである。それゆえ、一定水準以上の強度が前提になっていても、それを中心として上下へのかなりの不均等性は当然に生じうる。それゆえしばしば粗放的な労働がなされ、労働の無駄な支出を含め、強度の不均等性は広範に見られるだろう。この点を図形化すれば以下のようなになる。

図1 標準労働日成立以前の労働強度



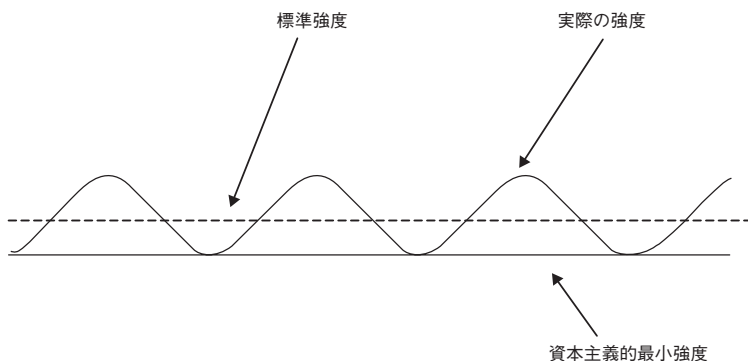
この図形では、不均等な労働強度が描く波の底辺は一般的 minimum 強度と一致し（波の頂点はもちろん最大強度より下にある）、この波の平均値が資本主義的 minimum 強度と一致しているが、もちろんつねにそうであるわけではない。これはあくまでも一つのモデルである。波の底辺が一般的な意味での minimum 強度より上にくる場合もあるだろうし、波の平均値が資本主義的 minimum 強度よりもやや上に存在する場合もあるだろう。ここで重要なのは、波の不均等性が大きいということと、その底辺がしばしば資本主義的 minimum 強度以下に落ちる場合があるということである。

標準労働日成立以後の労働強度

だが、標準労働日の成立はこの点でも重要な変化を生じせしめる。法的に標準労働日が強制されるならば、労働強度を一定の水準・テンポ以上に厳格に保つことは資本にとって必須のこととなる。絶えず労働者の緊張を維持し、一定の強度を途切れることなく保たなければならない。時間的不均等性や不足分を労働日の延長で補うならば、その分、資本は労働者に追加的な賃金を、しばしば比例分以上の賃金をも支払わなければならないからである。少なくともこのような「資本主義的 minimum 強度」以上の強度が標準労働時間中ずっと維持される場合、その強度の平均値が前稿で規定した「標準強度」である。

この標準強度の水準は、労働時間中つねに「資本主義的最小強度」よりも上に位置するが、労働時間中の強度の不均等性がゼロになるわけではない。一定以上の緊張を維持するよう資本は最大限の努力を振り向けるだろうが、そうした不均等性は少なくなるとはいえゼロではない。その場合、標準強度成立以前と比べて、どのような形で標準強度は表現できるだろうか。その点を図形化したのが以下の図1-2である。

図1-2 標準労働日成立以後の労働強度



この図では、「実際の強度」が画く波の幅が狭くなるとともに、その底部が資本主義的最小強度に一致している。もちろん、その底部が資本主義的最小強度より上に来ることもあるだろうし、資本はつねにそれをめざすだろう。いずれにせよ、ここで重要なのは、波の上下の幅が狭いことと、その底部がつねに資本主義的最小強度を下回らないこと、したがって、その波の平均値が資本主義的最小強度よりも上に来ることである。

ところで標準労働日と違って、標準強度を法律によって決定することはできない。なぜなら、労働時間はすべての産業部門において同一の自然時間として存在しうるが、先に述べたように、労働強度の方は、産業部門の違いによって、そして実際に行なわれる具体的有用労働の違いに応じて、まったく

異なった水準が必要とされるからである。それゆえ、標準強度もまったく異なり、したがって法定の標準強度はありえない。ただし、産業部門ごとに、あるいは、企業ごとに、組合と産業側ないし企業側との交渉と協定を通じて、個々の部門や個々の職務ごとに基準となるような強度を設定することは可能であろう。しかし、多くの場合は、そうした標準強度の設定は難しく、したがって、標準労働日よりもはるかにフレキシブルで可動的なものとして標準強度は存在する⁽⁵⁾。

(2) 生産様式の発展による標準強度の現実化

標準強度は、標準労働日の成立を契機として、労働時間継続中の不均等性を多少なりとも克服して資本主義的最小強度以上に強度を維持させたものとして規定できるが、しかし、この継続時間中の不均等性（強度の時間的不均等性）は、同一資本家の指揮下にある複数の労働者間の強度の不均等性（強度の空間的不均等性）と密接に結びついている。個々の労働者においてその労働時間中に強度の大きな不均等性が存在するということは、労働者間の労働強度にも大きな不均等性が存在するということを意味する。標準労働日の成立は、この面での強度の不均等性の克服へと資本家を駆り立てるだろう。したがって、標準強度がその概念により合致した定在を持つためには、単に個々の労働者の労働時間中の不均等性を克服するだけでなく、労働者間の不均等性をも克服しなければならない。

しかし、生産様式が伝来のものであるかぎり（形式的包摂段階）、これらの不均等性の克服はただ、資本家ないしその代理人による監督の強化を通じてしか確保できないだろうし、したがってその克服の程度はきわめてかぎられたものとなるだろう。標準強度が現実のものとなるためには、生産様式そのものが根本的に変革されなければならない。

協業と標準強度

まず、独自に資本主義的な生産様式の基礎である協業を考察しよう。資本

主義的協業の物質的基礎は、多数の労働者が同じ時間に同じ場所で同じ資本家の指揮命令のもとで労働することであるが、この形態においてすでに、労働者間の強度の不均等性を克服するための一手段が資本家によって確保される。多くの労働者が同じ場所で同じ時間に同じ資本家の指揮下で労働するならば、特定の労働者の労働強度ないし労働密度が特別に小さい場合、それは他の労働者の作業量ないし生産物量との差として明確に目に見える形で把握することができる。資本家は、あい並んで労働する労働者の中でとくに成績のいい者を基準として、他の労働者にその基準に到達するよう圧力をかけることができるだろう。また、それを基準として出来高賃金を設定することで、その基準に至らない労働者の賃金を切り下げることができるだろう。場合によっては、とくに成績の悪い者を解雇して、「平均」水準を引き上げようとするだろう。この手段はまた、個々の労働者における強度の不均等性をも克服する手段になるだろう。なぜなら、労働時間継続中の強度の不均等性が大きい労働者ほど、結果的に、他の労働者に比べて作業量がトータルで少なくなるだろうからである。こうして、資本家は、標準強度を現実のものとするための最初の強力な武器を協業のこの物質的基礎を通じて獲得するのである。

第2に、単に労働者が同じ時間に同じ場所で労働するだけでなく、一つの共通の作業を協力して行なう場合（これが本来の協業である）、労働強度の不均等性はなおのこと、資本にとって克服対象となるだろう。たとえば、ある重い荷物をみんなでいっせいに持ち上げて運ぶ場合、それを持ち上げるのに必要最低限の労働者だけを資本家は配置するだろう。この場合、もし配置された労働者が、それを持ち上げるのに平均して必要な強度を発揮しなかった場合、あるいは、その作業時間中の強度をある必要な一定水準に保たなかった場合、その荷物を持ち上げることができないか、あるいは安定して運ぶことができないだろう。あるいは、マルクスが協力して労働する場合の例としてあげている、レンガを多くの労働者が次々と手渡して運ぶ場合や、同じ建物の建設に各方面からいっせいに着工する場合などは（K I、429 頁、

S.346)、強度の標準化は次に見る分業と同じくらい重要なものになるだろう。こうして、協業は、資本家にとって、一方では強度の標準化を物質的に必要なものにするとともに、他方ではそれを実現するための手段をも与えるのである。

分業と標準強度

生産様式が協業の段階から分業とマニファクチュアの段階へと発展すれば、標準強度はなおのこと現実化するし、現実化させなければならない。

まず第1に、分業は、労働者間の相互依存を特徴とすることによって、強度の不均等性の克服を資本にとって死活にかかわるものにする。協業の場合には、特定の労働者の労働強度が小さくて作業が平均より遅れていても、それが他の労働者の作業に対する直接の障害となるとはかぎらないが、分業の場合には、必然的に他の労働者の作業にも直接影響を与え、全体としての労働強度の水準をも下げることになるだろう。ある工程を担う労働者の作業スピードに合わせて、その次の工程を担う労働者の作業スピードも決まってくる。分業においてはすべての労働者は相互依存関係に置かれるのであって、労働者間の労働強度の標準化は、作業そのものの客観的要請からしても資本にとって死活にかかわるものになる。

さらに、分業は、個々の労働者のその労働時間中における労働強度の不均等の克服をも決定的な必要事にする。各労働者が、それぞれ労働時間継続中にその強度を任意に変化させれば、たちまち作業全体がその影響を受け、滞ることになるだろう。労働者間のみならず、労働時間中はつねに一定の労働強度を維持しないかぎり、分業の効果はほとんど期待できないだけでなく、逆に生産性を引き下げることになるだろう。したがって、分業という特殊な生産様式は、労働強度の時間的・空間的不均等性を排除することを資本にとっての至上命令とするのである。

この点についてはマルクスも「分業とマニファクチュア」章において次のようにはっきりと指摘している。

マニュファクチュアの全体機構は、一定の労働時間では一定の成果が得られるという前提のもとづいている。ただこの前提のもとでのみ、互いに補い合うさまざまな労働過程は、中断することなく、同時に空間的に並列して進行することができるのである。このような、労働と労働との間の、したがってまた労働者同士との間の直接的な依存関係は、各々の労働者にただ必要時間だけを自分の機能のために費やすことを強制するのであり、したがって、独立手工業者の場合とは、または単純協業の場合と比べてさえも、まったく違った労働の連続性や一様性や規則性や秩序が、ことにまた労働の強度が生み出されるということは、明らかである。（K I、453 頁、SS.365-366）

第2に、分業は、労働を小さな単位ないし工程に分割し、それぞれを標準化することによって、強度をより容易に標準化するための手段を与える。分業が未発達で、労働者による労働がさまざまな複雑な作業によって構成される芸術的全体である場合、その労働における強度を標準化することはきわめて困難だろう。しかし、労働がいくつかの小さな単位ないし工程に分割され、それぞれの作業工程が標準化されるならば、それを遂行するのに必要な強度を客観的に確立することは、はるかに容易になるだろう。こうして分業は、協業以上に、強度の標準化を不可欠なものとするだけでなく、それを達成するのに必要な手段をも資本家に与えるのである。

第3に、作業工程が小さな単位に分割されるだけでなく、それを特定の労働者が専門的に担うことで、複数の工程を1人の労働者が担う場合に比べて、均等な強度を実現することがより容易になるだろう。

機械制大工業と標準強度

しかしながら、マニュファクチュアにおいてはなお個々の労働者の技能と熟練に依存しており、したがって、労働者の主体性にある程度依存している。そのため、標準強度を達成することにはなお物質的限界が存在する。このような限界を克服するのが機械制大工業である。

まず第1に、機械制大工業は生産における主導権を決定的に個々の作業者

から生産手段をコントロールする者へと移行させ、したがってその生産手段を支配する資本の側に移行させる。作業スピードを決定するものは今では機械のスピードを調整する資本家の側であり、生産過程における労働者の主体性は根本から覆される。この主導権の移行は、労働者間の不均等性と労働時間中の不均等性を克服することを分業以上に必要なものにすると同時に、そのための決定的な手段ともなる。アSEMBリーラインのスピードがある水準にあるとき、そのラインで作業している特定の労働者がそのスピードについていけない場合、そのような労働者の労働強度はもはや正常な質の労働とはみなされず、したがって、アSEMBリーラインから排除され、場合によっては、解雇されるだろう。

第2に、機械は分業以上に労働を単純化させ原子化させる。こうして、個々の単純な動きに解体された労働を労働者に対して規則正しくむらなく連続的に遂行させることが可能となる。こうして、機械制大工業は、標準強度を真に現実のものとするのできるのである。

(3) 標準強度の水準と階級闘争

以上の議論は、標準強度の成立とそのいっそうの現実化（概念と定在との一致）に限定した議論であるが、この標準強度そのものの成立の過程には当然ながら、労働強化の契機も存在する。なぜなら、資本主義のもとでは、強度の標準化とは、強度の低い水準で均等化させるのではなく、高い水準で均等化させることを意味するからである。したがって、標準強度の成立とそのいっそうの現実化の過程は、一方では強度の標準化の過程であるとともに、他方では労働強化の過程でもある⁽⁶⁾。

にもかかわらず、理論的にも歴史的にも、標準強度の成立とその水準そのものを高めることは区別しなければならない。ある一定の生産様式のもとで可能なかぎり労働時間中および労働者間の強度の不均等性を取り除いた後でも、さらにその標準化された強度そのものを高めることは理論的にも現実的にも可能なのであり、それを強度の標準化そのものとは区別して把握す

るべきであろう。標準労働日の成立そのものと（したがって必要労働時間を越えて標準労働日に至るまでの労働時間の延長）、標準労働日を越えての労働日の延長とを区別する必要があるように、標準強度の成立と（したがって標準強度に至るまでの強度の引き上げ）、その水準そのものの引き上げとを理論的に区別しなければならない。

資本のもとでの労働であるかぎり、強度の標準化そのものは阻止できない。なぜならそれは、資本にとって死活にかかわる過程であり、かつ、より広い視野から見ても、労働の不均等性・むら・無駄などを一定克服することは、社会全体にとっても有用かつ必要なことだからである（もちろん、それも過度になれば抑圧となるが）。しかしながら、標準化された労働強度（それ自身、資本のもとではすでに資本主義的最小強度を越える高さに達している）の水準そのものを高めることは、そうではない。それは社会的に必要なことでもなければ、有用なことでもない。それはただ資本の無限の価値増食欲を表現するだけである。そして、この標準強度が実際にどれぐらい「資本主義的最小強度」より上に位置するようになるかは、標準労働日の場合と同じく、階級闘争の帰趨によって決定されるだろう。

第3節 「交差点」規定の諸問題

第1節でわれわれは基本的に労働強度を所与のものとした上で（それは資本主義的最小強度として前提される）標準労働日の概念について明らかにし、第2節では、標準労働日の成立による標準強度の成立について明らかにした。また、注4で紹介した別稿では、労働日を所与のものとした上で、労働強度の高度化について論じた。残る課題は、この2つの契機の相関関係について論じることである。標準労働日のもとで標準強度が成立し、それがしだいに高度化していくことができるとすれば、それはいったいどこまで高度化することができるのか、という問題が当然生じるだろう。それはちょうど、必要労働時間と剰余労働時間について理論的に明らかにした後には、いったいそ

の剰余労働時間はどこまで延長することができるのか、という問題が生じ、したがって「労働日の大きさ」という固有の問題が生じるのと同じである。しかし、労働日の際には労働強度は最初から一定と仮定され、その変化については考察外であった。しかし、労働強化の限界について論じるときには、すでに労働日の大きさととの具体的関係が最初から考察の中に入らなければならない。労働強度がある一定の限界まで増大すると、ある一定の所与の長さであった労働日と両立しなくなる。マルクスはこの問題について、『資本論』第1巻第13章「機械と大工業」の「労働の強化」で論じている。それがいわゆる「交差点」規定である。

(1) マルクスの「交差点」規定

マルクスの「交差点」規定は『資本論』研究においてこれまでおおむね無批判的に受け入れられてきた。しかし、以下に検討するように、マルクスの「交差点」規定、より正確には、その安易な一般化は、重大な問題をはらんでいる。まず、マルクスの「交差点 (Knotenpunkt)」(「結節点」とも訳される)ないし「転回点 (Wendepunkt)」規定とは次のようなものである。

機械の発展……につれて労働の速度が、したがってまたその強度が自然発生的に増大するということは自明である。たとえば、イギリスでは半世紀のあいだに労働日の延長が工場労働の強度の増大と平行して進んでいる。しかし、誰にもわかるように、一時的な発作としてではなく、毎日繰り返される規則的な均等性をもって労働が行なわれなければならない場合には、必ず一つの交差点が現われて、そこでは労働日の長さ¹と労働の強度とが互いに排除しあって、労働日の延長はただ労働の強度の低下²だけと両立し、また逆に強度の上昇はただ労働日の短縮³だけと両立するということにならざるをえない。(K I、534 頁、S.432)

少しも疑う余地のないことであるが、資本に対して労働日の延長が法律によって最終的に禁止されてしまえば、労働の強度の系統的な引き上げによってその補填をし、機械の改良をすべて労働力のさらなる搾取のための手段に変えて

しまうという資本の傾向はやがてまた一つの転回点に向かって進まざるをえなくなり、この点に達すれば労働時間の再度の減少が避けられなくなる。（K I、545 頁、S.440）⁽⁷⁾

ここで言う「労働日の長さ」と労働の強度とが互いに排除しあう」というのが、短期的なスパンで言っているのか、それとも長期的なスパンで言っているのか（労働力の生涯消費期間の短縮を結果するという意味で）が曖昧であるという問題は措いたとしても、こうした記述はあくまでも、イギリスにおける標準労働日短縮の歴史の一側面を理論的に解明したものであって、これを理論的に一般化して、あたかも、労働日が短縮された後には必ずその短縮分に見合うだけの労働強化がなされ、結局「交差点」に至る、と考えること、あるいは、労働日が短縮されるためには必ずそれ以前に「交差点」に至る労働の濃縮化が起きていると考えることは、はなはだしい誤りに陥ることになる。同時代人たるマルクスがそのような一般化にしばしば陥っていたとしても、いたしかたない側面があるが、それから 100 年以上経った後の研究者がそのような一般化をすることは許されない。このような「一般化」にあつては、現実に存在する労働時間は、労働時間と労働強度との積が最大の生産量を可能とするような水準であるとする一種の「最適労働時間論」と「交差点」論とを同一視することになるだろうし、あるいは、「労働時間の短縮→労働強化→交差点に到達ないし突破→再度の労働時間の短縮」という連鎖があたかも普遍的に繰り返されうるということになるだろう。

しかし、このような一般化が客観的に成り立たないのは、まったく明らかである。たとえば、もしそのような「交差点」の連鎖が普遍的に可能なら、労働強度を無限に高めていって、無限に労働時間短縮が可能であるということになる。たとえば 12 時間の標準労働日が 4 時間になっても、労働強度を 3 倍にすれば以前と同じだけの労働支出がなされ、したがって同じだけの剰余価値が得られることになるし、2 時間になっても、労働強度を 6 倍にすればいい、ということになるだろう。常識的に考えて、そんなことがありえ

ないことは明らかだ。

(2) 「交差点」規定と最大強度

限界強度と最大強度

「交差点」ないし「転回点」とは、マルクスが述べているように、労働力の正常で反復継続的な使用を前提にするならば、1日に支出しうる労働量には限界があり、それ以上労働強度を上げるには労働日を短縮しなければならないような、あるいは逆に、それ以上労働日を延長させるには労働強度を引き下げなければならないような、限界点のことである。このような限界点にある労働強度を「限界強度」と呼び、このような限界点にある労働日を「限界労働日」と呼ぼう。この限界労働日は、労働の最大支出量を所与とした上で、可変な労働強度との相関関係によって規定される最大限の労働日であって、労働強度を所与とした上で最低限必要な生活時間によって規定される最大限の労働日である「最大労働日」とは異なった概念である。

さて、「交差点」理論は、まず最初に一定の強度を前提とした一定の長さの標準労働日が存在することを前提として、その標準労働日が短縮された場合、その分を補填するだけの労働強化がなされるだけでなく、それを越えて限界強度に至るまで労働強化がなされ、こうして労働者が1日に支出しうる労働量の最大限に至るある地点（交差点）に達するので、いっそうの労働日の短縮に向かわなければならない、と説く。そして、このより短縮した労働日のもとで再び労働強化がなされ、これが再び限界強度と「交差点」に至るというわけである。この議論は、あたかも労働強度には、労働日のようなある程度客観的な最大限が存在しないかのように想定している。それゆえ、第1節では保留したこの労働強度の最大限の問題をここで論じなければならない。マルクスは、事実上、限界強度については論じているが（そういう名称では呼んでいないが）、労働強度のその他の限界については何ら論じていない。あたかも、労働強度にはそうした客観的な最大限がないかのごとくである。

しかし、労働強度には、労働日と同じくある程度客観的な肉体的・精神的最大限が存在する。まず一般的には、これ以上強度ないしテンポを引き上げれば労働としての正常な質を失うような水準が、それぞれの労働の具体性に応じてある程度客観的なものとして存在する。重すぎる荷物は——協業や機械が発達していない場合には——個人では持ち上げられないだろうし、アセンブリラインのスピードが速すぎれば部品をまともにつけることができないだろう。もちろん、この限界は労働日の場合と同じく弾力的で可変的である。訓練を積み重ねれば、以前は身体的限界と思われたようなスピードに適應できるだろう。とはいえ、その弾力性の範囲は無限ではない。また、その労働がある一定時間続くことを仮定したならば（当然そう仮定すべきなのだが）、この最大強度の水準はもっと低いものと仮定するべきだろう。一瞬だけ発揮できる強度であっても、それを一定時間（たとえ必要労働時間分だけであっても）持続して支出することができないならば、そのような強度はやはり最大強度を越えている。精神的にも同じことが言える。アセンブリラインにおいてある一定のスピードが延々と持続される場合、精神的にそのようなスピードを維持し続けることができなくなるだろう。もちろん、この精神的限界は文化的にフレキシブルである。労働者が資本に対して従順であればあるほど、精神的に耐える強度の限界は広いであろう。逆であれば逆である。このような文化的多様性は労働日の限界の場合と同じである。

さらに、資本主義のもとでの労働強度には、労働日の場合と同じく、別の独自の制約が存在する。それがかなり長い一定期間にわたって毎日反復継続されること、かなり長い労働時間のもとで遂行されることである。これは、一方では、平均的な労働者が1日に支出できる最大労働量の問題と、したがって「交差点」の問題と直接に結びついているが、他方では、それとは別の次元で独自の客観的な制約をもつくり出す。たとえば、全体としての労働支出量がたいしたものでもなくとも、人間の身体器官のある特定の部位（目や腕、腰など）に大きな負荷を与えるような労働が長期間にわたって反復継続されれば、腱鞘炎や視力の低下、頸肩腕症候群、椎間板ヘルニア、慢性的な

頭痛や腰痛、といったさまざまな重大な損壊を労働力にもたらす。資本家にとってはこのような健康被害はどうでもいい問題だろうが、労働者にとっては死活に関わる。これは、まさに労働日の場合と同じく、平均的労働力の正常な生涯消費期間を著しく短縮するのであって、このような制限侵害は、商品交換法則に反するし、事態の正常な進行を前提する場合には排除されなければならない（現実にはもちろん階級闘争だけがその制限を守らせることができる）。

以上のさまざまな制約要因によって規定される強度の最大限を一括して「最大強度」と呼ぼう。労働日の場合は、労働日の最大限のさまざまな水準を理論的に弁別して理解しなければならなかったが、労働強度の場合はそのような細かい分類は必要ない。労働強度の場合はすでに述べたように最小限の分類が重要なのであって、最大限については一括して「最大強度」という包括的概念で十分なのである。

独自の制約要因としての最大強度

さて、限界強度がこの最大強度の範囲内に収まる間は（限界強度<最大強度）、労働日短縮に応じて強度を限界強度まで引き上げることができるだろうが、そうでない場合は（最大強度<限界強度）、労働日の短縮分を取り返すために労働強度を限界強度にまで引き上げることは客観的に不可能だろう。しかも、すでに資本主義的最小強度自身がかなりの高さの強度になっているだけでなく、標準労働日成立によって成立する標準強度はそれよりもさらに高い水準にあることを考えれば、限界強度がすでに最大強度を上回る地点に存在する可能性はかなり高いだろう。

たとえば、ある特定の生産部門のある特定の具体的有用労働において、標準労働日が12時間であるときの標準強度を1とし、限界強度を1.2とし、最大強度を1.5としよう。まず最初に標準労働日のもとで標準強度が存在している状態を想定すると、労働時間と労働強度との積は12である。ここから資本家によって労働強度が限界強度の1.2にまで引き上げられたとしよう。

このときの労働時間と労働強度との積は 14.4 であり、この時点で基本的に「交差点」に至る。実際には、資本家はそこを踏み越えるだろうが、ここでは話を簡単にするために、この「交差点」状態から標準労働日の短縮がなされ、標準労働日が 10 時間になったとしよう。このとき、12 時間労働日のときの最大労働支出量であった 14.4 に達するためには、労働強度は 1.44 にならなければならない。最大強度が 1.5 なので、この限界強度は達成可能である。しかし、この「交差点」状態からさらに標準労働日が短縮されて、今度は 8 時間になったとしよう。可能な最大労働支出量である 14.4 に達するためには、労働強度は今度は 1.8 にまで高まらなければならない。だが、この具体的有用労働の最大強度は 1.5 なので、労働強度を高めることによってはや、労働時間短縮による損失分を取り戻すことはできない。

以上のことは、なぜ労働時間の短縮が無制限に可能ではないのか、なぜ、標準労働日が 8 時間に達した後には、それ以上の標準労働時間短縮がなかなか進まなくなったのか、その理由の一端を明らかにするものでもある。

労働時間の短縮による剰余価値の縮小分が労働強化によってある程度取り返せると予想される場合には、標準労働日の短縮に対する資本家の抵抗力は比較的弱かった。だが、その取り返しがしだいに困難になり、ある一定の限界を越えて明らかに不可能になると、標準労働日短縮に対する資本家の側の抵抗力はきわめて強力になる。すでに何度も述べているように、標準労働日が具体的にどの水準で決定されるかは、階級闘争による。最大強度の存在を前提として、ある一定の限界を越えて標準労働日が短縮すると、「交差点」規定が作用しなくなり、こうして、階級闘争の一方の当事者における、短縮への抵抗力が増大し、それ以上の標準労働日短縮がなかなか進まなくなるのである。逆に言えば、それ以降の標準労働日短縮こそ、階級闘争の独自の役割が大きな意味を持つ場面であると言える。「交差点」規定を無批判に一般化する論者は、そうすることで、階級闘争の独自の役割を大きく引き下げてしまっているのである。

また以上の考察はさらに、なぜ資本は、標準労働日そのものが短縮した際

に、単に労働強化を行なうだけでなく、この標準労働日を越えて労働時間の延長も行なおうとするのか、その理由の一端も明らかにする。最大強度が限界強度よりも小さい場合、標準労働日の範囲内での労働強化によっては、標準労働日短縮による損失分を取り返すことができないとすれば、割増賃金を払ってでも標準労働日を越える労働日延長によって取り返さなければならぬだろう。

たとえば先の例を用いると、標準労働日が8時間のとき、最大労働支出量が14.4で、最大強度が1.5であった。最大強度いっぱい労働させたとしても、8時間労働が終了した時点で労働支出量は12である。これはまだ労働支出量を増加させることが可能である。そこで資本家は標準労働日を越えて労働時間を延長させようとする。理論的に何時間まで可能かというところ、この場合は、トータルで9.6時間まで可能であり(すなわち、1.6時間の延長)、これが限界労働日となる。

(3) 「交差点」規定と標準強度

以上見たように、いわゆる「最適労働時間」論も、「交差点」規定を過度に一般化する議論もともに成り立たない。それはある一定の限界内で、ある一定の部門内で成立するにすぎない。しかし、問題はこれで終わらない。上で私が展開した議論は、強度が最大強度ないし限界強度までは自由に引き上げられるということを暗黙の前提にしていた。しかし、労働強度が最大強度ないし限界強度に近づけば近づくほど、平均以下の労働者(単に個人差だけではなく、年齢差や性別なども加味される)にとってはますます遂行困難な強度になるだろう。最大強度にしても限界強度にしても、基本的には平均的労働者、しかも資本によって選別された「平均」労働者を基準にして成立する概念であるから、平均的には遂行可能でも、平均以下の労働者にとっては、最大強度ないし限界強度に接近すればするほど遂行困難なものになるだろう。その分、ミスや労働災害などが起こる頻度が高まるだろうし、そうした労働者は必然的に生産過程からはじき出されることになるだろう。

労働者はそうした事態にただ黙々と従うべきだろうか？ 標準労働日を勝ち取り、それをますます短縮させていくほどの力量をもった労働者が、労働時間短縮分を埋め合わせるための労働強化に唯々諾々と従うと想定するべきだろうか？ 機械化による実質的包摂の進展はそうした面での資本の権力を増大させるだろうが、それがそのまま自動的に貫徹されると想定する必要はない。ここでもまた、標準的な労働強度をめぐる階級闘争が重要になるのである。

単に最大強度の範囲内に収まっているだけでなく、すべての労働者（平均的労働者ではなく）の安全と健康が最大限保護され、大多数の労働者が遂行できる範囲に標準強度を収めることは労働者にとって重大な利益となる。その反対に、標準強度をできるだけ最大強度ないし限界強度にまで接近させ、その高い強度を担えないような労働者を生産過程からはじき出し、過剰人口の海の中に放り込むことは、資本家にとって利益となるだろう。こうして、標準労働日が成立した後は標準強度をめぐる階級闘争が独自に重要になるのである。

標準労働日に関しては、あまりに長い労働日から始まってしだいにそれを短縮させていく歴史として描き出すことができるとすれば、標準強度に関しては、最初は比較的低い段階から始まってしだいに高められていくのをある一定の時点で制限する歴史として描き出すことができるだろう。標準労働日をめぐる階級闘争と同様、標準強度をめぐる階級闘争は、どの程度の強度が社会的に見て標準的なものであるのかをめぐる闘争になる。ただしこれは、労働日と違って、それぞれの生産部門や個々の具体的有用労働の性質に従ってきわめて多様だろう。労働者の安全や健康にかかわる部門、労働災害が起きやすい部門、生産される商品（人の移動を含む）が消費者の健康や生命にかかわる部門などでは、標準強度はかなり余裕をもった低い水準に厳格に制限されなければならないだろう。資本にとっては、安全性や健康という基準はほとんど存在しないので、労働者による下からの制約と国家による上からの規制が、この場合、決定的に重要なものとなる。したがって、労働過程に

対する組織労働者や国家の規制力が弱ければ弱いほど、それだけ標準強度は最大強度ないし限界強度に近い水準で決定されるだろうし、逆に労働過程に対する労働者と国家の規制力が強ければ強いほど、標準強度は労働者にとって有利でより人間的な水準に決定されるだろう。

このように、「交差点」規定を一般化する議論は、客観的に存在する最大強度を無視しているだけでなく、階級闘争によって主体的に勝ち取られる標準強度をも無視している点で、根本的に誤った議論なのである。

- (1) 森田成也「絶対的剰余価値生産と標準労働日」、『経済学論集』第38巻4号、2007年。
- (2) この最低必要生活時間の中には当然、家事労働時間も含まれなければならない。この家事労働時間なしには労働力は健康なものとして再生産されえないからである。そして、資本主義の発展度が低ければ低いほど、種々の既製品や家事サービスなどが利用できないために、当然、この家事労働時間は長くなり、したがって最低必要生活時間も長くなる。これは、資本にとって、剰余価値搾取に対する重大な制約要因となる。ところがマルクスは、この問題を『資本論』では完全に無視している。この問題については、家事労働と剰余価値について論じる別の機会に詳しく論じる予定である。
- (3) この問題については以下の拙書を参照のこと。森田成也『資本主義と性差別——ジェンダー的公正をめざして』、青木書店、1997年。
- (4) 森田成也『「労働の強化」と絶対的剰余価値生産』、『一橋論叢』第131巻第6号、2004年。
- (5) 大谷禎之介氏は労働日と違って「標準の強度を確定することは不可能」であるとしているが（大谷禎之介『図解社会経済学』、桜井書店、2001年、150頁）、それはただより困難なだけであって、不可能ではない。
- (6) この点が、労働日の延長の場合と根本的に異なる。労働日の場合は、労働日の標準化の過程は何よりも労働日そのものを制限しそれを短縮させる過程であった。しかし、標準労働日の成立を契機として成立する標準強度の場合、標準労働日の場合とは逆に、それを高める過程として表われるのである。
- (7) 同じような記述は1861～63年草稿にも見られる。草稿集4、542頁、S.310、草稿集9、31～32頁、SS.1909-1910。